

# 最上消費生活センターニュース8月号

令和2年8月1日発行

## 契約をやめるときの用語

無効・取消し・解除の違いってなあに？



契約には法的な拘束力があるため、いったん成立すると一方的にやめることはできません。しかし、消費者を保護するための法律があり、一定の理由がある場合には、契約が無効となったり、取消しや解除をすることができます。

### 〈 無効な契約 〉

意思能力のない人がした契約、公序良俗に違反した契約、相手と示し合わせて結んだうそ（虚偽表示）の契約、強行法規に違反した契約などは「無効」になります。また、契約内容に消費者に一方的に不利益な契約条項があれば、その条項は無効です。

○ 無効な契約例…認知症等で意思能力のない人がした契約

### 《 取消しができる契約 》

詐欺や脅迫による契約や未成年者・成年被後見人がした契約、不当な勧誘による契約などは「取消す」ことができます。契約を取り消すと、契約は初めからなかったこととなります。消費者は、受け取った商品が手元に残っていればそれを返し、残っていなければ返す必要はありません。

○ 取り消しができる契約の例…脅迫により無理やり結んだ契約



### 《 解除できる契約 》

有効に成立した契約でも、次のような場合は契約を「解除」できます。

- ☆法定解除 ○当事者の一方が契約の内容を守らない場合（債務不履行）
  - 購入したものが契約の内容に適合しない場合（契約不適合責任）
  - 訪問販売や電話勧誘販売において過量な販売があった場合
- ☆約定解除 ○契約で解除できる事由を定めておき、その事由を満たした場合（不動産の売買において買主が手付金を放棄するか、売主が手付金の倍返しをして解除する場合など）
- ☆合意解除 ○当事者間で合意した場合。

契約が解除されると契約は初めからなかったことになり、当事者には受け取ったものを返すなどの原状回復義務が生じます。また、契約違反により損害が生じている場合には、損害賠償請求ができます。

## あきらめないで! 長期にわたる契約も中途解約できます

エステや学習塾など長期間に及ぶ契約では、途中で契約が続けられなくなることがあります。特定商取引法では、中途解約の場合の違約金の上限を次のように定めています。(いずれも契約金額が5万円を超え、かつ、契約期間がエステ・美容医療で1か月を超え、それ以外では2か月を超える契約が対象です。)

サービスの種類	利用開始前	利用開始後 (いずれか低い額)
エステティック	2万円	未使用サービス料金の1割か2万円
美容医療	2万円	未使用サービス料金の2割か5万円
語学/パソコン教室	1万5千円	未使用サービス料金の2割か5万円
家庭教師	2万円	月謝相当額か5万円
学習塾	1万1千円	月謝相当額か2万円
結婚相手紹介サービス	3万円	未使用サービス料金の2割か2万円



### ＝ アドバイス ＝

- ◎ マルチ商法やネットワークビジネス等連鎖販売取引は、いつでも契約を途中でやめて退会できます。条件によっては、未使用商品も解約・返品できます。
- ◎ 「いかなる理由があっても途中で解約できません」などの規約は、消費者の利益を一方的に害する条項となり、無効です。
- ◎ 色々な要件があるので、まずは消費生活センター等に相談してみましょう。

### 「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

【お申込み・お問い合わせ】  
依頼書のFAXかお電話を



### 8月・9月 消費生活法律相談会

8月 4日(火) 13:30~15:30

9月 8日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを**無料**で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にご予約が必要です。

## 最上消費生活センター 0233-29-1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

全国共通の消費者ホットライン <sup>いやや</sup>188 で、最寄の消費生活センターにつながります。